

# 社会福祉法人畠口みのり福祉会報酬費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人畠口みのり福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規程に基づき、評議員、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分され別途支給されるものとする。

## (報酬の支給)

第三条 当法人の役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には定款第八条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第四条 当法人の役員等の報酬総額は別表1「理事の報酬」とする。

2 監事の報酬は別表2「監事の報酬」に定める額とする。

3 評議員の報酬は別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

4 役員等のうち畠口みのり保育園（以下「園」という。）の職員である者に対しては、前条に定める報酬は支給しない

## (報酬等の支給方法)

第五条 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金等を控除して支給する。

## (費用弁償)

第五条 評議員、役員等が法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長、施設職員が役員の場合は支給しない。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1 評議員会、理事会役員会出席   | 2,000 円 |
| 2 監事監査等への出席       | 2,000 円 |
| 3 評議員選任、解任委員会への出席 | 2,000 円 |

(公表)

第六条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

別表1

区分	報酬等の額
理事長	年間 200,000 円
理事	年間 10,000 円

別表2

区分	報酬等の額
監事	年間 30,000 円

別表3

区分	報酬等の額
評議員	年間 10,000 円

附 則

この規程は、平成30年 6月 28日から実施する。